

菊陽町手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び普及並びに地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、町及び町民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいがある者のうち、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。
- (2) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）、平易な表現、絵図、コミュニケーションボード、重度障がい者用意思伝達装置その他の障がい者が他人とのコミュニケーションを図るための手段をいう。
- (5) 合理的配慮 障がい者が他の者と同等の権利を行使することを確保するために行われる必要かつ適切な変更又は調整であって、可能な範囲で最大限提供される配慮をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての町民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

- 2 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。
- 3 ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念にのっとり、手話言語の普及と、ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、前条の規定により町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、第4条の規定により町が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報の提供に関する施策
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を支援する者の確保及び養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。